

# 東海大学政治経済学部同窓会・助成規定に関する細則

(制定 2013年11月1日)

## 第1条【申請の方法】

助成金を申請する会員は、申請書（政治経済学部同窓会ホームページよりダウンロードして使用）にて申請し、1ヶ月以内に会合の開催をする。

## 第2条【報告書の提出】

同窓会・交流会実施報告書（政治経済学部同窓会ホームページよりダウンロードして使用）を会の実施日より1ヶ月以内に提出する。

- 2 同窓会事務局は、提出された実施報告書をもとに、政治経済学部同窓会ホームページの「学部同窓会の活動」の「活動報告」に掲載する。

## 第3条【助成金の交付】

同窓会事務局は、上記会の報告を審査のうえ、代表者へ銀行振り込みにて支払う。

## 第4条【規則の改廃】

本規定の改廃は、東海大学政治経済学部同窓会役員会にて審議し、施行する。

付 則 本規定は2013年11月1日より施行する。